

ア ○

民法 145 条は「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。」としており、時効の効果は援用を停止条件として生じる（最判昭 61.3.17）。

イ ○

時効の援用は事実審の口頭弁論終結時までに、時効援用の意思表示を行う必要があり、確定判決によって当該主張は遮断される（大判昭 14.3.29）。

ウ ○

取得時効の完成している場合に、共同相続人の一人は、それぞれ自己の相続分の範囲内で、取得時効を援用することができる（最判平 13.7.10）。

エ ×

民法 145 条における「当事者」は、時効によって直接に利益を受ける者をいう（大判明 43.1.25）。保証人、連帯保証人、物上保証人、抵当不動産の第三取得者は、消滅時効を援用することにより、自己の負担を直接免れるという利益を有するのであって、同条にいう「当事者」に該当する。

オ ×

多数説によれば、主たる債務者である破産者が免責許可決定を受けた場合、主たる債務者が債権者に対して負う債務は、自然債務となる（破産法 253 条 1 項柱書本文参照）。主たる債務者にかかる債務が免責された場合、当該債務にかかる債権は、「債権者において訴えをもつて履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなり、……もはや民法 166 条 1 項に定める『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』を起算点とする消滅時効の進行を觀念することができないというべきであるから、破産者が免責決定を受けた場合には、右免責決定の効力の及ぶ債務の保証人は、その債権についての消滅時効を援用することはできない」（最判平 11.11.9）と判示している。

1 ○

代理人が相手方に対し詐欺を行った場合、相手方は民法 101 条 1 項により取り消すことができる（大判明 39.3.31）。

2 ○

民法 114 条は、無権代理行為の「相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。」と規定している。

3 ✗

代理人が、本人の名において代理行為をした場合、相手方において本人自身の行為であると信じたことについて正当な理由があるときは、権限外の行為の表見代理の規定が類推される（最判昭 44.12.19）。

4 ○

復代理人は、本人および第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う（民法 107 条 2 項）。したがって、復代理人が目的物を受領した場合、直接本人に引き渡す義務を負う。

5 ○

民法 115 条前段は、代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は取り消すことができると規定している。

1 ○

民法 178 条。対抗要件である引渡しがなされていないことから、B は C に対して、甲機械の所有権の取得を対抗できない。

2 ×

たしかに売買は賃貸借を破ることから、E は F に対して、乙機械の動産賃借権をもって対抗することができないように思える。しかし、F は、DF 間において、乙機械に関する指図による占有移転を行っていないことから、「引渡し」がなされていないといえる。したがって、F は対抗要件を備えていない。動産の賃借人は民法 178 条の「第三者」にあたる（大判大 4.4.27）ことから、対抗要件なしに、乙機械の所有権取得を賃借人に主張することができない。よって、E は F の請求に応じる必要がない。

3 ○

最判昭 29.8.31。動産の寄託を受け、一時それを保管するにすぎない者については、民法 178 条の「第三者」にはあたらないため、対抗要件具備は不要である。

4 ○

譲渡担保権を第三者に対抗するための要件は、「引渡し」（民法 178 条）である。この「引渡し」には、占有改定（民法 183 条）の方法によることも認められている（最判昭 30.6.2）。

5 ○

最判昭 62.11.10。種類、所在場所、量的範囲を指定するなど何らかの方法で目的物の範囲が特定されている限り、集合物という 1 つのものを目的とする譲渡担保として有効である。そして、集合物譲渡担保の対抗要件は、占有改定または動産譲渡の登記である。集合物自体の占有改定により、その後に構成部分が変化したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について、対抗要件具備の効力が及ぶ

ア ×

地役権は、承役地の所有者、用益権者との共同使用権たる性質を有する。地役権者の承役地に対する排他的独占的権利行使を認める者ではないことから、地役権に基づく物権的請求権は、妨害排除請求および妨害予防請求のみが可能であり、土地の明渡請求をすることはできない。

イ ○

アと同様。地役権に基づく妨害排除請求として建物の収去を求めることが可能である。

ウ ×

袋地の通行については、承役地との関係では通行地役権が成立し（民法210条1項）、袋地の所有者は、承役地の所有者との関係で、改めて通行利用のための賃貸借契約を締結する必要はない。

エ ×

民法388条。Aにより、甲土地に抵当権が設定され、後にAが建物を取得した場合には、抵当権者は法定地上権が発生しないことを前提として土地の担保価値を評価している以上、法定地上権は発生せず、従来の約定利用権が存続することになる。

よって、抵当権が実行されたとしても、丙建物のために地上権が甲土地の上に発生することはない。

オ ○

民法269条1項ただし書は、本肢の場合において、「土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買い取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。」と規定している。

## 1 ○

民法 352 条は、「動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。」として、質物の占有を第三者対抗要件としている。また、民法 353 条は「動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによってのみ、その質物を回復することができる。」として、質権による引渡請求を否定している。

## 2 ○

民法 344 条は、「質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。」として、引渡しを質権の効力発生要件としている。また、当該質権を対抗するためには、民法 177 条に基づいて登記をする必要がある。

## 3 ○

債権者保護のため、動産が債務者の所有物であることについて過失なく信じたときは、債権者は質権を即時取得（民法 192 条）することができる。

## 4 ✗

民法 356 条は「不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。」としている。このように不動産質権者には、目的物の使用収益権が認められており、使用収益する際、質権設定者の承諾を得る必要はない。

## 5 ○

民法 362 条 1 項は、「質権は、財産権をその目的とすることができる。」としており、債権質も認められる。

ア ○

最判昭 35.6.23 は、転貸借が混同によって消滅するすれば、転貸人の転借人に対する権利が、転貸人の意思によらず消滅させられ、転貸人に不利益となることから、賃貸人の地位と転借人の地位とが同一人に帰した場合であっても、転貸借は、当事者間にこれを消滅させる合意がない限り、消滅しない。

イ ×

最判昭 37.3.29 は、適法な転貸借がある場合、賃借人の賃料延滞を理由として当該賃貸借契約を解除するには、賃借人に対して催告すれば足りるのであって、転貸人に対して、延滞債務の支払の機会を与えなければならぬものではないとしている。

ウ ×

民法 613 条 1 項前段は、「賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。」としており、賃貸人は賃料の支払を請求できる。

エ ×

最判昭 26.5.31 は、無断転貸があった場合、賃貸借契約を解除しなくとも、無断転借人に対して建物の明渡しを請求できるとしている。

オ ○

最判昭 50.4.25 は、「所有権ないし賃貸権限を有しない者から不動産を賃借した者は、その不動産につき権利を有する者から右権利を主張され不動産の明渡を求められた場合には、賃借不動産を使用収益する権原を主張することができなくなるおそれが生じたものとして、民法 559 条で準用する同法 576 条により、右明渡請求を受けた以後は、賃貸人に対する賃料の支払を拒絶することができるものと解する」とされている。

## 1 ○

管理を頼まれていた場合、法律行為でない事務の委託であることから、準委任契約となるため、「特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。」(民法 656 条、648 条 1 項)。

## 2 ○

管理を頼まれていなかった場合、事務管理となるため、本人の意思に反していない場合、「有益な費用」の「償還」を求めることができる(民法 702 条 1 項)。破損した窓ガラスを取り換えるための費用は、「有益な費用」に該当する。本人の意思に反する場合も、「有益な費用」の「償還」を求めることができるが、現存利益の範囲に限定される(民法 702 条 1 項、3 項)。

## 3 ○

管理を頼まれていなかった場合、事務管理となり、民法 702 条 2 項は、民法 650 条 2 項を準用している。したがって、B は A に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。

## 4 ○

事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合ではなく、そのような効果が発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とする(最判昭 36.11.30)。

## 5 ×

管理を頼まれていた場合、準委任契約となるため、「委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。」(民法 649 条)。これは特約の有無に関係がない規定なので、特約がない場合であっても、前払の請求をすることができる。

## 1 ○

最判平 28.3.1 (JR 東海事件) によれば、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、民法 714 条 1 項の法定の監督義務者に当たるとはいえない。また、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情がある場合には法定の監督義務者に準すべき者については同条 1 項の責任が類推適用されるとしている。

## 2 ○

判例は、兄が弟に兄所有の自動車を運転させこれに同乗して自宅に帰る途中、助手席で運転の指示をしていた等の事情がある場合に、民法 715 条 1 項の「ある事業のために他人を使用する」関係に当たるとし、兄の使用者責任を認めている (最判昭 56.11.27)。

## 3 ○

他人の築造した瑕疵のある工作物を瑕疵がないと信じ過失なくして買い受けた者であっても、当該工作物を現に所有するということだけで民法 717 条の責任を負う (大判昭 3.6.7)。

## 4 ×

判例は、占有補助者たる使用人は、民法 718 条の占有者でも保管者でもないとしている (大判大 10.12.15)。

## 5 ○

本肢記載のとおりである (最判平 13.3.13)。

ア ○

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する（民法750条）。そして、婚姻の届出の際には、「夫婦が称する氏」を届書に記載して、その旨を届け出なければならないとされている（戸籍法74条1号）。

イ ×

婚姻によって氏を改めた夫または妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復することになる（民法767条1項）が、婚姻前の氏に復した夫または妻は、離婚の日から3か月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる（同条2項）。

ウ ○

夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復すことができる（民法751条1項）。この場合、婚姻前の氏に復しようとする者は、その旨を届け出なければならない（戸籍法95条）。

エ ×

父または母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、民法791条1項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる（同条2項）。本肢の場合は、両親が離婚をしているため、子が氏を変更するためには、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることを要する（同条1項）。

オ ×

養子は、原則として、養親の氏を称することになる（民法810条）が、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない（同条ただし書）。